

令和2年11月

お客様各位

玖珠九重農業協同組合

集金業務に関するご案内

当組合は、お客様とのお取引において利便性を向上できることを第一に業務の合理化・効率化に取り組んでおります。

今回は、皆様とのお取引に大きく関わる「集金業務」の変更についてご案内いたします。

具体的には、令和3年1月より現金を扱う集金業務を取りやめ、口座振替等の代替手段をご提案するものです。

これにより、例えば定期積金の毎月の掛金を現金で集金することや、満期を迎えた際に解約返戻金を現金でご自宅へお持ちすることなどはできなくなります。口座振替を利用することで集金・ご来店が無くとも掛金や解約返戻金の振込ができるようになります。ただし、今後も現金での取扱いをご希望の場合はお客様にご来店いただく必要がございます。

J Aといたしましても、厳格な現金集金の事務を簡素化し、他の業務に労力を割くことを期待しての取扱いでございますが、通帳記帳などのお預かりや各種通知のお届けなど、これまで通り皆様方のお宅へご訪問させていただきたく存じます。

これまでも、集金扱いから口座振替への変更は折に触れご案内してまいりましたが、皆様方におかれましてはこの機会にぜひ口座振替等の利便性の高いお取引をご選択いただけるようお願い申し上げます。

今後とも当 J A、J Aバンク事業にご理解、ご協力をお願い申し上げます。